

9 自衛隊派遣依頼関係

9－1 自衛隊の災害派遣要請申請書

自衛隊派遣依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

高取町長 ○ ○ ○ ○

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊の撤収要請申請書

自衛隊撤収依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

高取町長 ○ ○ ○ ○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害
応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方を依頼いたします。

記

- 1 撤収希望日時
- 2 災害派遣人員等及び従事作業内容
- 3 その他参考となるべき事項

1 0 被災者支援関係

10-1 被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下のとおり。

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金		計
		(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	1 0 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	3 0 0 万円
		補修	1 0 0 万円	2 0 0 万円
		賃借（公営住宅を除く）	5 0 万円	1 5 0 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	5 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	2 5 0 万円
		補修	1 0 0 万円	1 5 0 万円
		賃借（公営住宅を除く）	5 0 万円	1 0 0 万円

⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	1 0 0 万円	1 0 0 万円
		補修	5 0 万円	5 0 万円
			2 5 万円	2 5 万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から 1 3 月以内

②加算支援金：災害発生日から 3 7 月以内

5. 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：6 0 0 億円）。

○ 基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

(様式 1 1)

[illegible]

資-143

10-3 被災者救出用機械器具燃料受払簿

品名		単位呼称					
年 月 日	摘 要			受	払	残	備 考

- (注) : 1 「摘要」欄に、購入先または受入先及び払出を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式 12)

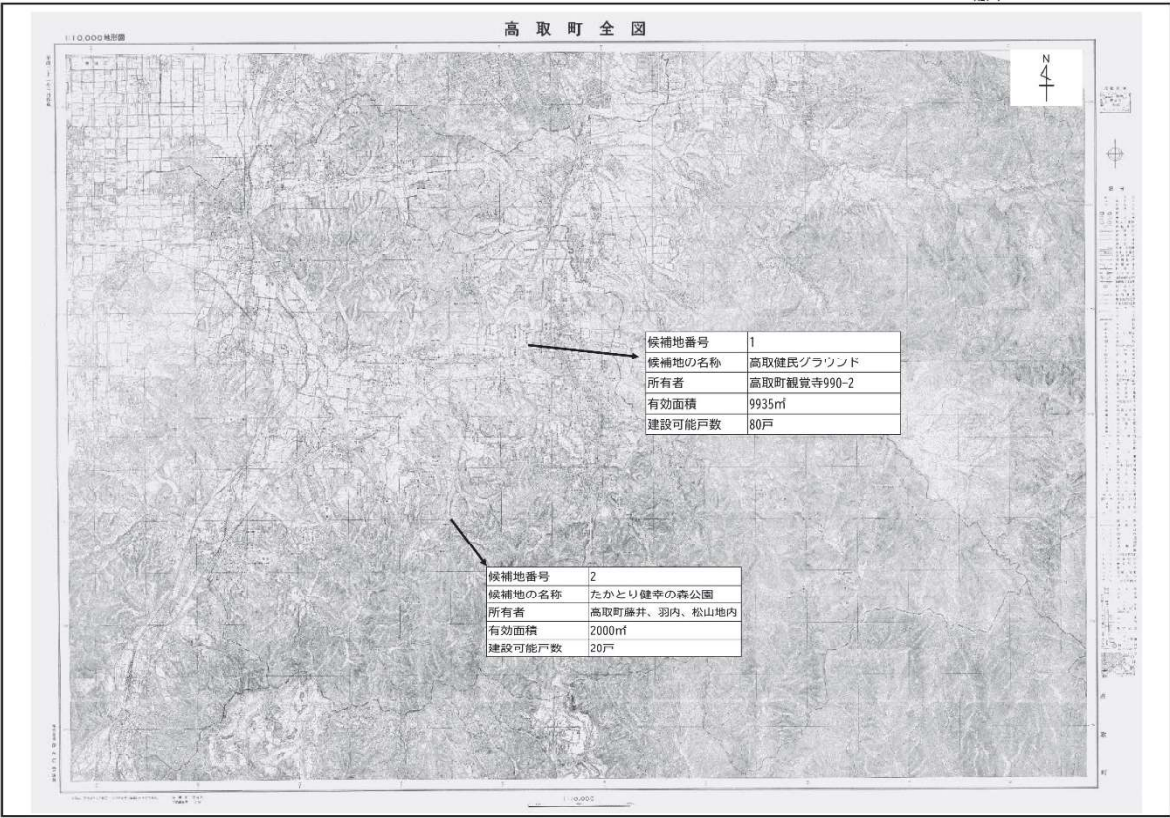
[illegible]

資-145

10-5 応急仮設住宅建設予定地

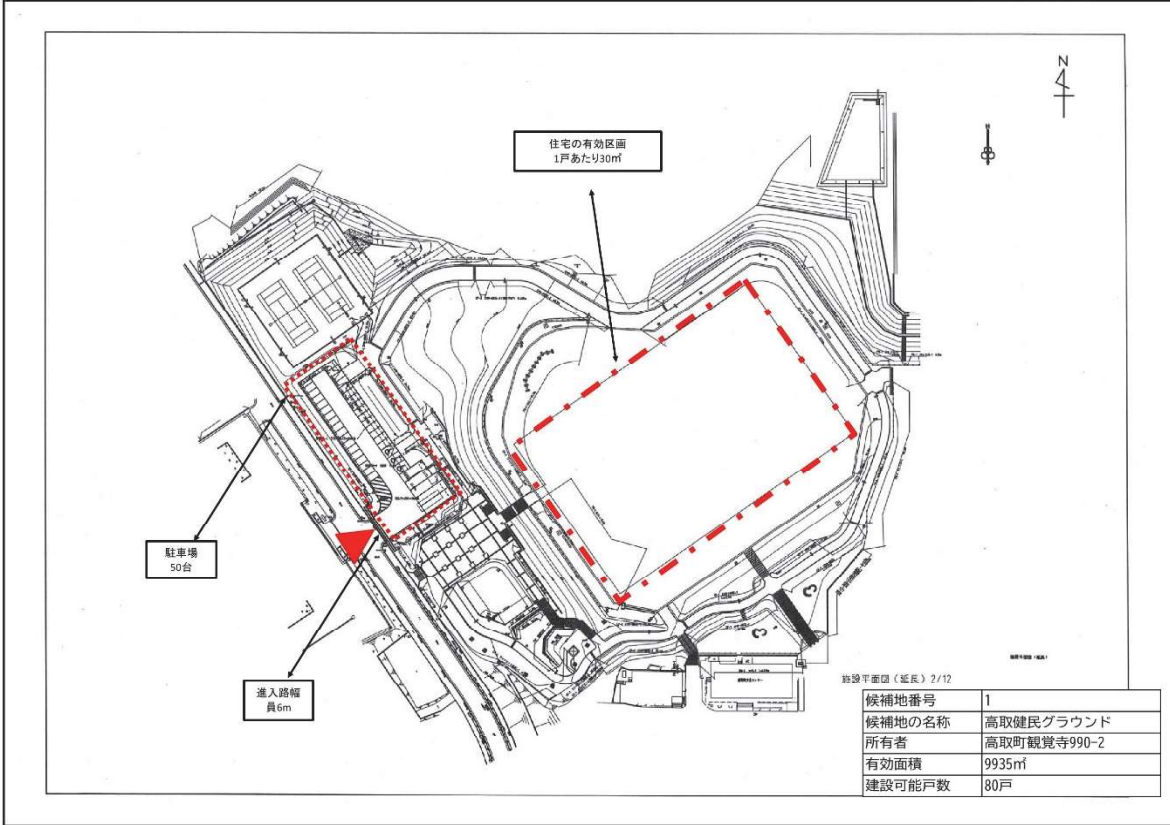
応急仮設住宅建設候補地 高取町全図

縮尺：1:10000



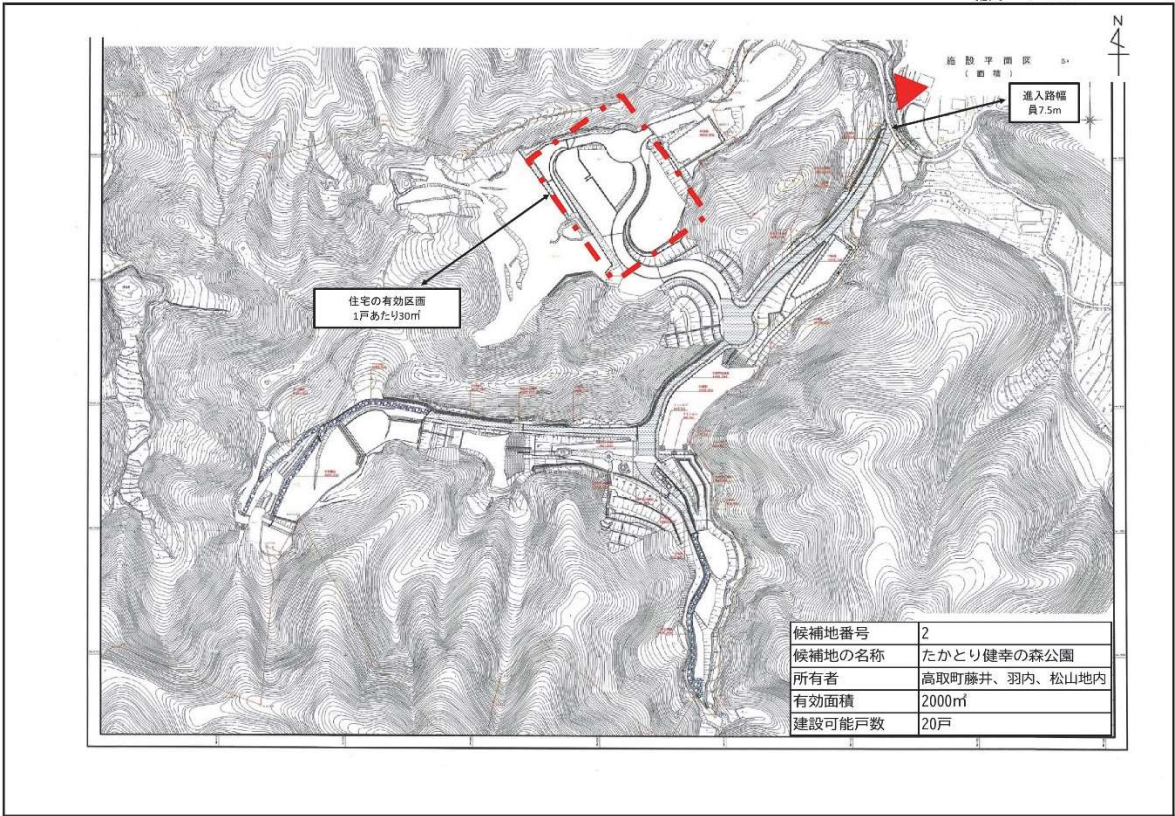
応急仮設住宅建設候補地 候補地番号1 配置図

縮尺：1:1000



応急仮設住宅建設候補地 候補地番号2配置図

縮尺：1：500



(様式4-1)

応 急 仮 設 住 宅 台 帳
(建設型仮設住宅)

[illegible]

※1.「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所が明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4.「構造区分」は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5. 「地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

(様式4-2)

市町村名	
------	--

[illegible]

- 資-149

10-8 入居誓約書

災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

年 月 日発生 of 災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうえは、次の事項を遵守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

年 月 日

入居者（世帯主）住所

氏名

印

誓約立会人（民生委員）住所

氏名

印

高取町長殿

記

誓約事項

- 1 入居期間は、入居の日から2ヵ年以内（年月日まで）とする。
- 2 入居後においては、当該住宅の模様替え（建増し、改築等）は一切これをしてしないこと。ただし、やむを得ぬ理由により知事の許可を得て模様替えをした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。
- 3 入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。
- 4 入居したうえは、当該仮設住宅についての不服を申し立てないこと。
- 5 仮設住宅の転貸又は世帯員以外の者の同居はしないこと。
- 6 修理義務箇所を生じたときは、当事者の責任において市町村長と連絡のうえ実施すること。
- 7 入居資格をなくしたとき又は退去を命ぜられたときは、通知を受けた日又は事由の発生した日から30日以内に無条件で退去すること。
- 8 その他指示されたすべての事項は遵守すること。

年 月 日

罹災証明書交付申請書

申請者住所	
申請者氏名	
世帯主氏名 ※世帯主以外が申請の場合	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地	高取町大字
住家の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
被害の内容	
住家以外の被害	

※被災箇所の写真を添付してください。

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	高取町大字
世帯主氏名	
世帯員氏名 ※世帯主以外が申請の場合	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	高取町大字
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
被害の内容	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

高取町長

1 1 危險箇所関係

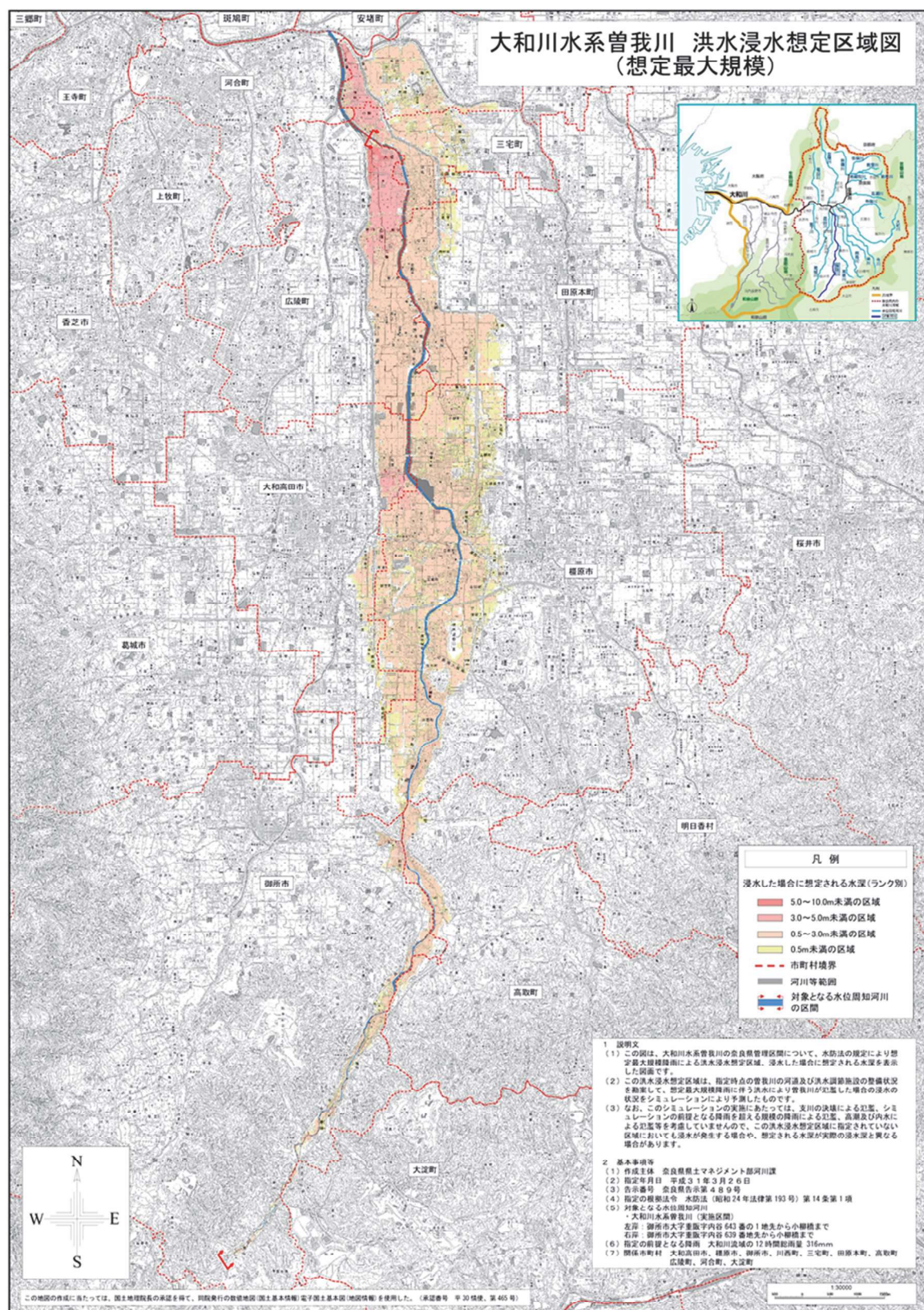
1 1 - 1 重要水防箇所一覧

河川名	左右岸	関係 土木 事務所	関係 水防管理 団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長 (m)		位置	延長 (m)		
曾我川	左	高田・ 中和	高取町、 御所市、 橿原市	自：御所市戸毛 ～至：橿原市一 町	4,650	堤防 高	自：橿原市一 町～至：橿原 市川西町	950	堤防 高	
	右	高田・ 中和	高取町、 御所市、 橿原市	自：御所市戸毛 ～至：橿原市一 町	4,650	堤防 高	自：橿原市一 町～至：橿原 市川西町	950	堤防 高	

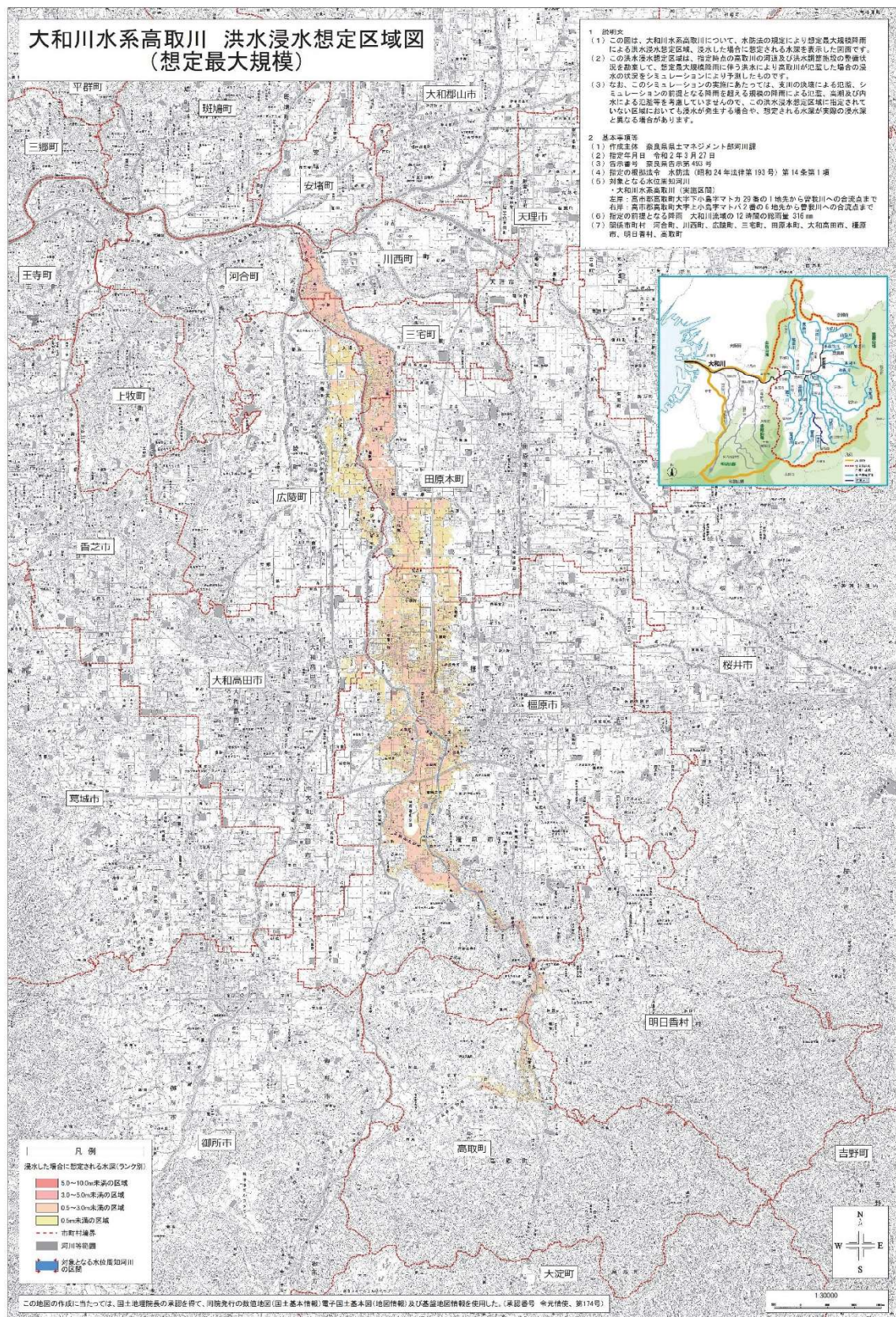
出典：令和5年度奈良県水防計画

1 1 - 2 各河川の洪水浸水想定区域図

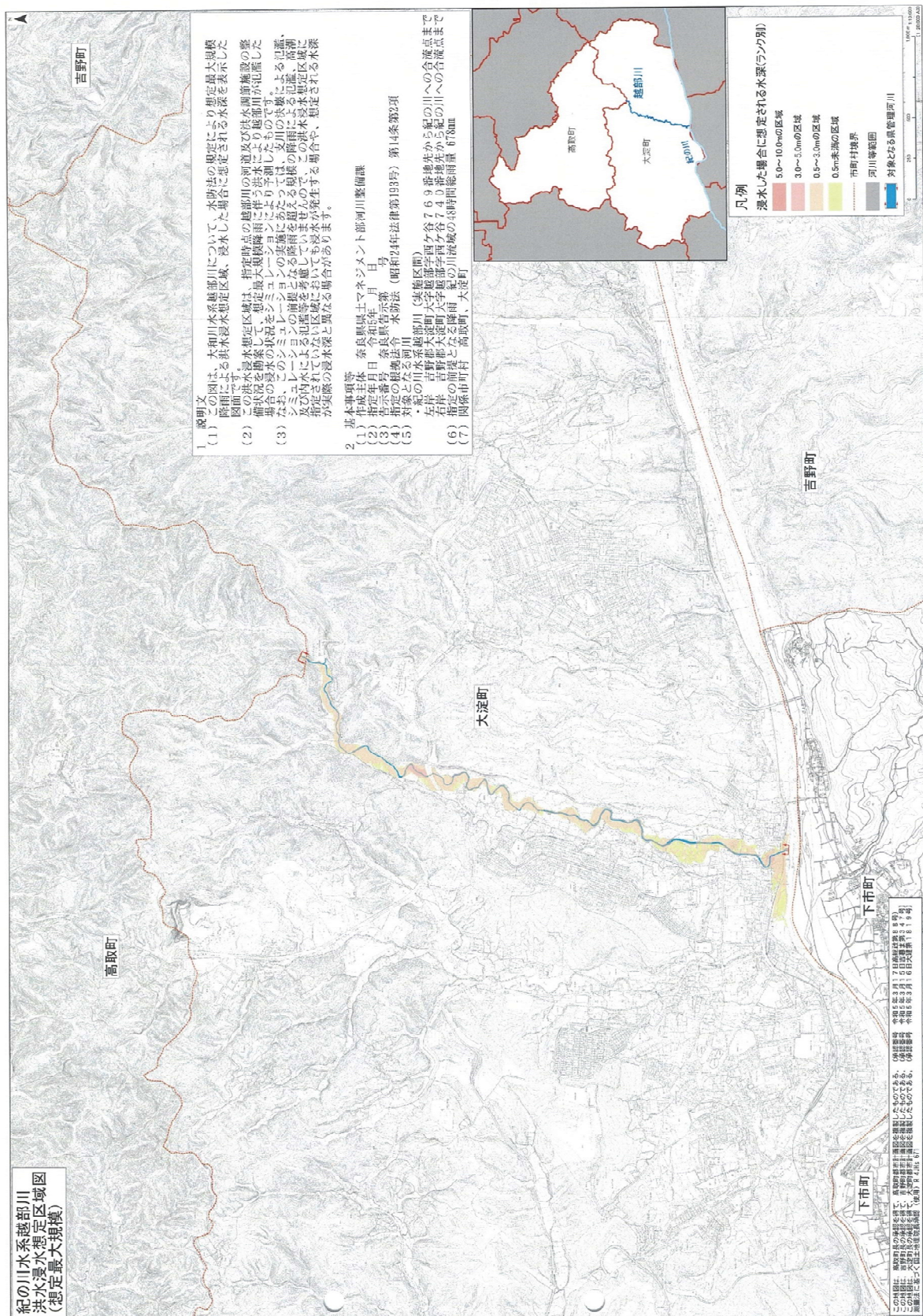
(1) 曾我川洪水浸水想定区域図



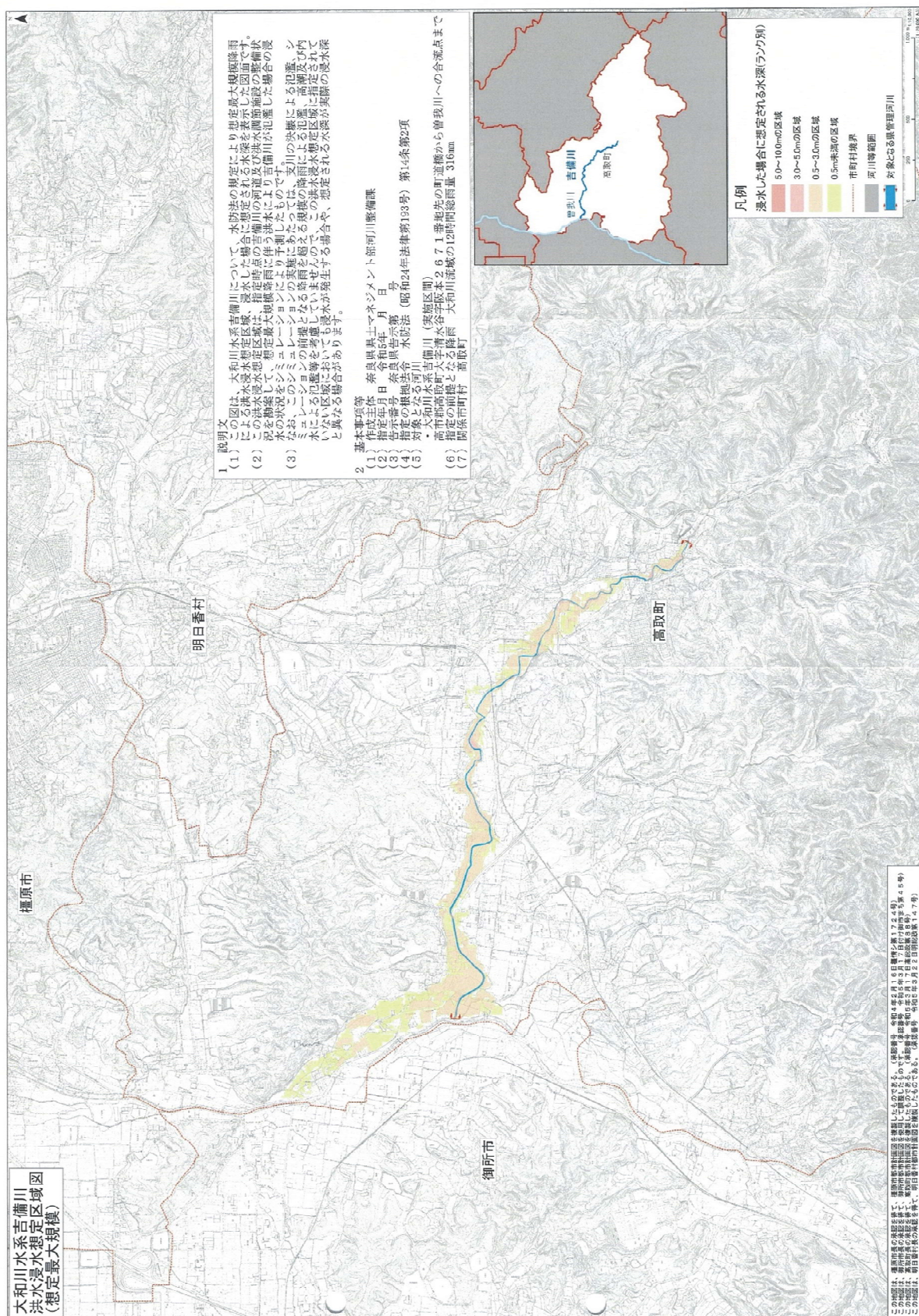
(2) 高取川洪水浸水想定区域図



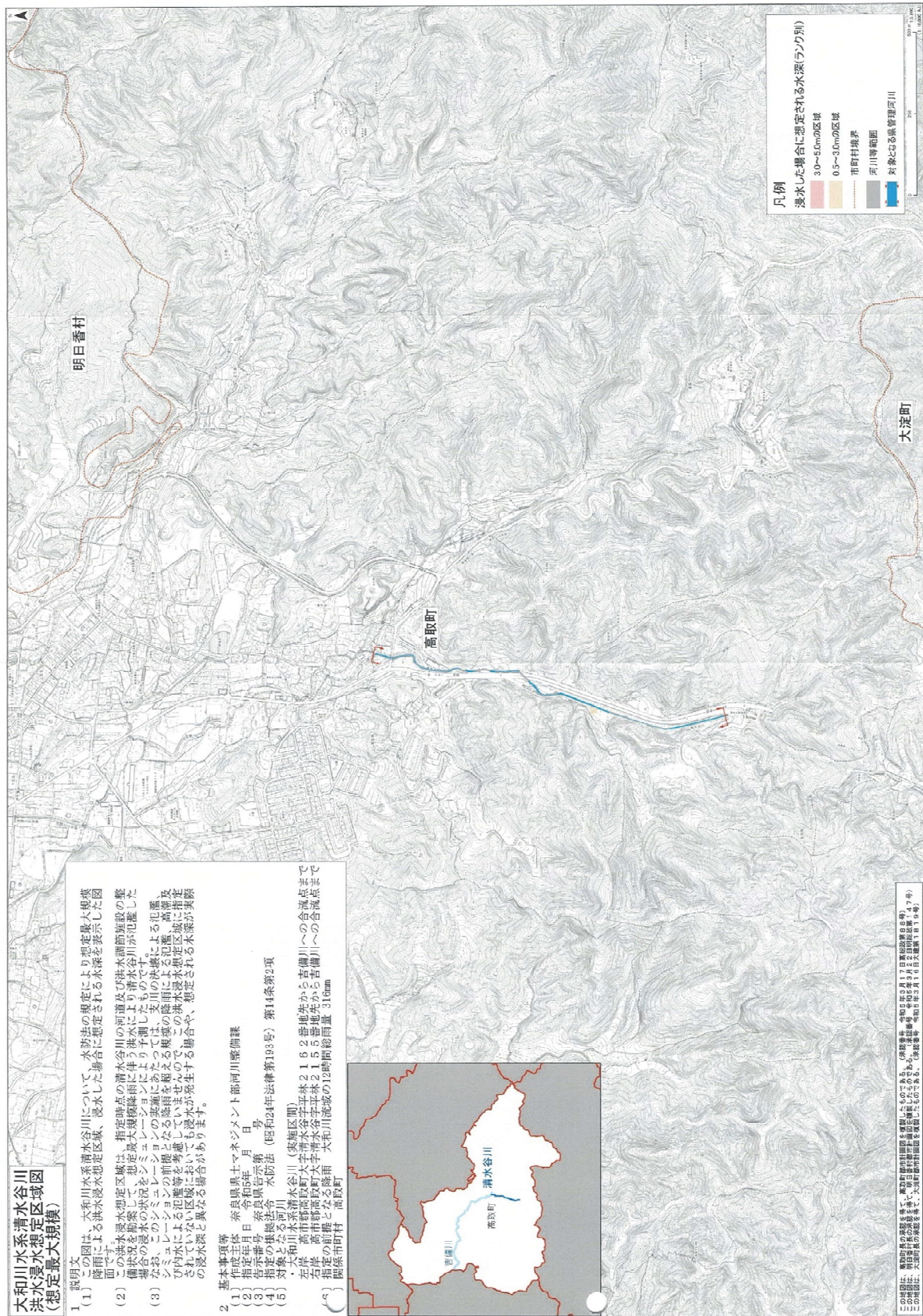
(3) 越部川洪水浸水想定区域図



(4) 吉備川洪水浸水想定区域図



(5) 清水谷川洪水浸水想定区域図



1 1－3 砂防指定地一覧

令和6年1月12日現在

市町村名	砂防指定地（重複）		地すべり防止区域（重複）	
	面指定	面指定以外	計	内農林指定
高取町	0	2	0	0

出典：奈良県土砂災害・防災情報システム

1 1 - 4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

	所在地（町名）	指定年月日	急傾斜地の崩壊				土石流				地すべり			
	区域		警戒区域		特別警戒区域		警戒区域		特別警戒区域		警戒区域		特別警戒区域	
高 取 町	市尾	R1. 11. 12	7	箇所	7	箇所	3	箇所	3	箇所	0	箇所	0	箇所
	越智	R1. 11. 12	3	箇所	3	箇所	2	箇所	2	箇所	0	箇所	0	箇所
	上子島	R1. 11. 12	11	箇所	11	箇所	11	箇所	9	箇所	0	箇所	0	箇所
	観覚寺	R1. 11. 12	14	箇所	14	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	吉備	R1. 11. 12 他	3	箇所	3	箇所	1	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所
	車木	R1. 11. 12	0	箇所	0	箇所	2	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所
	佐田	R1. 11. 12 他	9	箇所	8	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	薩摩	R1. 11. 12	2	箇所	2	箇所	3	箇所	2	箇所	0	箇所	0	箇所
	清水谷	R1. 11. 12 他	22	箇所	22	箇所	28	箇所	25	箇所	0	箇所	0	箇所
	下子島	H27. 1. 30	0	箇所	0	箇所	1	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所
	下土佐	R1. 11. 12	6	箇所	6	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	田井庄	R1. 11. 12	1	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	高取	R1. 11. 12	5	箇所	5	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	壺阪	R1. 11. 12	4	箇所	4	箇所	4	箇所	4	箇所	0	箇所	0	箇所
	寺崎	R1. 11. 12 他	4	箇所	4	箇所	9	箇所	3	箇所	0	箇所	0	箇所
	丹生谷	R1. 11. 12 他	17	箇所	17	箇所	19	箇所	16	箇所	0	箇所	0	箇所
	羽内	R1. 11. 12	2	箇所	2	箇所	7	箇所	5	箇所	0	箇所	0	箇所
	兵庫	R1. 11. 12	10	箇所	10	箇所	6	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	藤井	R1. 11. 12	1	箇所	1	箇所	2	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所
	松山	R1. 11. 12	5	箇所	4	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	森	R1. 11. 12	1	箇所	1	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所	0	箇所
	谷田	R1. 11. 12 他	6	箇所	6	箇所	2	箇所	2	箇所	0	箇所	0	箇所
	与楽	R1. 11. 12	17	箇所	17	箇所	11	箇所	7	箇所	0	箇所	0	箇所
合 計			150	箇所	148	箇所	112	箇所	82	箇所	0	箇所	0	箇所

1 1 - 5 山地災害危険地区一覧

山腹崩壊

1 国

番号	位置				面積 又は 延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家 戸数 (戸)	公共 施設	道路
294012-1	高市郡	高取町	高取	高取山	1	山腹崩壊	0	0	県
294012-2	高市郡	高取町	高取	高取山	5	山腹崩壊	0	0	県
294012-3	高市郡	高取町	高取	高取山	4	山腹崩壊	0	0	県
294012-4	高市郡	高取町	高取	高取山	2	山腹崩壊	0	0	県
294012-5	高市郡	高取町	高取	高取山	1	山腹崩壊	0	0	県
294012-6	高市郡	高取町	高取	高取山	4	山腹崩壊	20	0	県

2 民間

番号	位置				面積 又は 延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家 戸数 (戸)	公共 施設	道路
294012-1	高市郡	高取町	寺崎		1	山腹崩壊	76	0	県
294012-2	高市郡	高取町	車木		2	山腹崩壊	97	3	町
294012-3	高市郡	高取町	与楽		3	山腹崩壊	128	1	町
294012-4	高市郡	高取町	佐田		5	山腹崩壊	84	2	町
294012-5	高市郡	高取町	観覚寺		1	山腹崩壊	143	0	国
294012-6	高市郡	高取町	上子島		6	山腹崩壊	70	2	国
294012-7	高市郡	高取町	上子島		5	山腹崩壊	108	1	町
294012-8	高市郡	高取町	上子島		4	山腹崩壊	13	0	町
294012-9	高市郡	高取町	上子島		2	山腹崩壊	37	0	町
294012-10	高市郡	高取町	清水谷		5	山腹崩壊	3	1	国
294012-11	高市郡	高取町	清水谷		1	山腹崩壊	67	0	町
294012-12	高市郡	高取町	清水谷		1	山腹崩壊	92	0	
294012-13	高市郡	高取町	清水谷		1	山腹崩壊	28	0	町
294012-14	高市郡	高取町	壺阪		4	山腹崩壊	37	1	県
294012-15	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	1	山腹崩壊	6	0	町
294012-16	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	4	山腹崩壊	5	0	町
294012-17	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	4	山腹崩壊	101	0	県
294012-18	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	2	山腹崩壊	45	1	
294012-19	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	1	山腹崩壊	4	1	町
294012-20	高市郡	高取町	吉備		1	山腹崩壊	38	0	町

番号	位置				面積 又は 延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家 戸数 (戸)	公共 施設	道路
294012-21	高市郡	高取町	市尾		1	山腹崩壊	21	0	町
294012-22	高市郡	高取町	丹生谷		2	山腹崩壊	50	0	町
294012-23	高市郡	高取町	丹生谷		4	山腹崩壊	23	0	町
294012-24	高市郡	高取町	丹生谷		1	山腹崩壊	24	0	町
294012-25	高市郡	高取町	丹生谷		9	山腹崩壊	24	0	町
294012-26	高市郡	高取町	丹生谷		5	山腹崩壊	13	0	
294012-27	高市郡	高取町	壺阪		4	山腹崩壊	35	1	県
294012-28	高市郡	高取町	高取		4	山腹崩壊	78	2	県
294012-29	高市郡	高取町	与楽		1	山腹崩壊	127	1	町
294012-30	高市郡	高取町	薩摩		1	山腹崩壊	71	2	
294012-31	高市郡	高取町	上子島		1	山腹崩壊	50	0	町
294012-32	高市郡	高取町	清水谷	尼ヶ谷	1	山腹崩壊	4	0	町
294012-33	高市郡	高取町	清水谷		1	山腹崩壊	28	0	県
294012-34	高市郡	高取町	松山		1	山腹崩壊	21	0	町

崩壊土砂流出

1 国

番号	位置				面積 又は 延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家 戸数 (戸)	公共 施設	道路
294012-1	高市郡	高取町	高取	高取山	4.73	崩壊土砂流出	20	0	国
294012-2	高市郡	高取町	高取	高取山	2.94	崩壊土砂流出	20	0	国

2 民間

番号	位置				面積 又は 延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家 戸数 (戸)	公共 施設	道路
294012-1	高市郡	高取町	上子島		1.44	崩壊土砂流出	20	1	町
294012-2	高市郡	高取町	清水谷		0.84	崩壊土砂流出	30	0	県
294012-3	高市郡	高取町	松山		1.20	崩壊土砂流出	10	0	町
294012-4	高市郡	高取町	丹生谷		0.72	崩壊土砂流出	15	0	町
294012-5	高市郡	高取町	丹生谷		0.95	崩壊土砂流出	15	0	町
294012-6	高市郡	高取町	丹生谷		0.59	崩壊土砂流出	15	0	町
294012-7	高市郡	高取町	丹生谷		0.30	崩壊土砂流出	15	0	町
294012-8	高市郡	高取町	清水谷		1.17	崩壊土砂流出	30	0	国
294012-9	高市郡	高取町	上子島		0.54	崩壊土砂流出	20	0	町

1 1 - 6 防災重点農業用ため池一覧

令和4年3月時点

ため池名称	ふりがな	所在地	ため池の規模等		
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)
うしろ谷池	うしろたにいけ	高市郡高取町与楽ウシロタニ 590	3.3	43	3.37
西田池	にしだいけ	高市郡高取町寺崎カマタ 202	5.9	58	10.09
高田池	たかだいけ	高市郡高取町越智南馬場 413	5.2	72	16.20
山口池	やまぐちいけ	高市郡高取町越智奥谷 650	3.1	29	0.15
見佐池	みさいけ	高市郡高取町兵庫見佐口 382	6.4	50	21.27
トラノオク池	とらのおくいけ	高市郡高取町兵庫トラノオク 908	2.6	37	0.81
大西池	おおにしいけ	高市郡高取町吉備ヨハタケ丁 229-1、230	2.1	44	0.03
寺西池	てらにしいけ	高市郡高取町吉備ニシツジ 252、253	2.3	47	0.45
宮池	みやいけ	高市郡高取町田井庄ナカタニ 197	2.5	64	3.45
赤坂池	あかさかいけ	高市郡高取町清水谷赤坂 505	4.4	88	30.20
東池	ひがしいけ	高市郡高取町市尾東池 852-1、852-2	2.1	95	8.67
天満池	てんまいけ	高市郡高取町市尾天満 752	0.9	38	1.59
蔵垣内池	くらがいといけ	高市郡高取町市尾蔵垣内 711～713	3.7	80	7.70
小田池	おだいけ	高市郡高取町市尾小田 229	1.8	48	1.00
池の奥池	いけのおくいけ	高市郡高取町藤井池の奥 151	4.6	43	2.70
藤井新池	ふじいしんいけ	高市郡高取町藤井大谷口 93	12.4	58	26.80
中井田池	なかいだいけ	高市郡高取町藤井中井谷 22	3.8	17	2.83
松山新池	まつやましんいけ	高市郡高取町松山堂之奥 1482	8.4	25	10.40
大池	おおいけ	高市郡高取町谷田ヒガシタニ 249、250	5.8	50	5.40
池田池	いけだいけ	高市郡高取町谷田タニグチ 58-1	3.0	27	0.63
フシガミ池	ふしがみいけ	高市郡高取町丹生谷藤神池 665	6.3	66	3.30
古池	ふるいけ	高市郡高取町丹生谷古池 1746	7.5	40	11.00
新池	しんいけ	高市郡高取町丹生谷新池峯谷 1659、1660	15.7	34	17.20

1 2 医療・救護関係

1 2 - 1 医療品衛生材料受払簿

品名		単位呼称				
年 月 日	摘 要		受	払	残	備 考

(注) : 1 品目ごとに作成すること。

2 「摘要」欄に、購入先または受入先及び払出を記入すること。

3 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

4 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式 8)

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区)町村 名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

※「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

(様式 9)

						市町村名			
診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月日				点	点	円	
計 機関	人								

※「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

1 2 - 4 衛生材料等受払簿

品名		単位呼称				
年 月 日	摘 要		受	払	残	備 考

(注) : 1 品目ごとに作成すること。

2 「摘要」欄に、購入先または受入先及び払出を記入すること。

3 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

4 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(様式 10)

助産台帳

[illegible]

1 3 教育關係

13-1 学用品の給与状況

(様式14)

学用品の給与状況

市町村名															実支出額	備考
学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳											
					教科書				その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他		
小学校		人														
中学校		人														
高校		人														

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

1 4 救急・救助関係

1 4 - 1 救助実施記録日計表

救助実施記録票				
				救出
				高取町
				責任者氏名
				印
				地区責任者氏名
				印
No. _____ (月 日 時 分)				
員数（世帯）				
品目（数量・金額）				
受入先				
払出先				
場所				
方法				
記事				

- (注) 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外の「No. 欄」には、記録票作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えば、No. 10 の次に No. 5 の分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5 訂正) と記載し、前回分 No. 5 の記録票には朱で×印を付し、(No. 11 に訂正済み) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
- なお、救助も実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付しナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記居すること。
- 4 機械器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成すること。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成すること。

1 4 - 2 搜索用機械器具燃料受付簿

品名		単位呼称					
年 月 日	摘 要			受	払	残	備 考

(注) : 1 「摘要」欄に、購入先または受入先及び払出を記入すること。

2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

14-3 遺体処理台帳

(様式16)

遺体処理台帳

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族			洗浄等の処理			遺体の一時保存	市町村名		
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額	備考			実支出額	備考
							円		円	円		
計		人										

(様式 15)

市町村名

[illegible]

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が、棺・骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

参 考

参考－１ 高取町防災会議条例

昭和 38 年 6 月 7 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき高取町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高取町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織とする。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 奈良県警の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の教育委員会の教育長
 - (5) 町の消防団長
- 6 前項第 1 号及び第 3 号の委員の定数は、それぞれ 1 人及び 6 人とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な時候は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 16 条） 妙

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。